

入札説明書

令和7年札幌市告示第4406号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 告示日

令和7年10月27日（月）

2 契約担当部局

〒002-8012 札幌市北区太平12条2丁目1番7号

札幌市北区土木部維持管理課事務係 TEL (011) 771-4211 FAX (011) 772-3138

3 入札に付する事項

2 役務の名称 北区土木センター構内除雪業務

3 調達案件の仕様等 設計書のとおり

4 履行期間 契約書に示す着手の日から令和7年3月23日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加をしないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(6) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」であり、かつ所在地区分が「市内」として登録されている者であること。

(7) 告示日を起点とした過去3年間に於いて、本市が発注した同様（構内除排雪）の業務履行実績がある者であること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記2に同じ。

(2) 入札書提出の日時及び場所

令和7年11月13日（木曜日）10時00分

札幌市北区土木センター B会議室（札幌市北区太平12条2丁目1番7号）

(3) 開札 入札終了後直ちに、入札の場所において開札する。

(4) 入札の無効

本説明書に示した競争入札参加資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行

- することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき。
- (6) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（添付様式）を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 落札者の決定方法
 - ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
 - イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。
 - この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
 - ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があつた日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（添付様式「一般競争入札参加資格に関する書類の提出について」）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
 - エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。
- (4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

 - ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。
 - イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
 - ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
 - エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (5) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、「消費税及び地方消費税免税事業者申出書」（添付様式）を提出することとする。
- (6) 契約書の作成
 - ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (7) 契約条項
添付様式「契約書（案）」のとおり

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出について

上記6(3)ウによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

- (1) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について
添付様式により作成すること。
- (2) 添付様式
以下の書類（任意様式）を添付書類として提出すること。
ア 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
イ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し
- (3) その他
ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
ウ 提出された書類は、返却しない。
エ 提出期限以降における書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

8 添付様式

- (1) 入札書
(2) 委任状
(3) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
(4) 契約書（案）
(5) 札幌市競争入札参加者心得
(6) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について